同すた期
る供の覧
すに持縦
用覧保、
準縦のり
て、境よ
いて環に
おい活定
につ生規
項にのの
三出域項
第届地二
条の第
六更辺条
第変周八
九小の第
十売号
一店舗の
号）
第八
十二
条
第
三
項
に
つ
い
て
、
準用する期間を縦覧に供する。

岡山県知事　伊原木　隆太

法第十条第一項の規定により、岡山県知事に届出をした者が同法第十条第一項の規定により、岡山県知事に届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一　売店舗の所在地

二　小売店舗の名称及び代表者の氏名

三　売場面積

四　小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

五　第二条第六号の規定による変更届出書の提出年月日

六　第二条第九号の規定による変更届出書の提出年月日

七　第二条第十号の規定による変更届出書の提出年月日

八　第二条第十一号の規定による変更届出書の提出年月日

九　第二条第十二号の規定による変更届出書の提出年月日

十　法第十条第一項の規定による届出年月日

十一　法第十条第二項の規定による縦覧開始年月日

十二　法第十条第二項の規定による縦覧期間

十三　法第十条第二項の規定による縦覧場所

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（縦覧期間）

第二条　法第十条第二項の規定による縦覧期間は、令和五年六月十五日から同年六月十五日まで

| | | |